

消 防 予 第 373 号  
平成 30 年 6 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

消防用設備等の点検要領の一部改正について（通知）

消防用設備等の点検については、「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。）により運用いただいているところですが、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表の様式の一部を改正する件」（平成30年消防庁告示第12号。以下「点検基準」という。）の公布等に伴い、点検要領の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

点検要領の別添の一部を次のように改正する。

~~「第24 非常電源（自家発電設備）」を本通知別添1のとおりに改める。~~

「第33 特定小規模施設用自動火災報知設備」を本通知別添2のとおりに改める。

「第35 複合型居住施設用自動火災報知設備」を本通知別添3のとおりに改める。

なお、別紙については点検要領の一覧であり、下線のあるものが今回一部改正した点検要領であること。また、参考資料として新旧対照表を添付するので、執務上の参考とされたい。

消防庁予防課設備係  
担当：四維、祝迫  
TEL：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533